

こどもの権利に関する条例（仮称）制定に向けた 自立援助ホームワークショップ結果

令和 7 年10月31日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

自立援助ホームワークショップの概要

1 ワークショップ実施日

令和7年5月28日（水）

2 ワークショップ実施施設及び参加者

自立援助ホームうなづき（5月28日（水））

高校生等 5名

3 ワークショップの内容

- ・ 県から条例の趣旨、素案の概要について説明
- ・ 自由な形式での意見交換を実施

主な意見

①こどもの権利の普及啓発について

こども自身が権利をわかっていない。

権利を言語化すると「できてないこどもは当たり前の子供じゃない」となってしまうかも。合わせてきちんと児童の権利を守る取組みがなされるべき。

大切な権利を大人に対してもこどもに対してもわかってもらうべき。

権利を理解した大人がこどもに対して取組みをする必要がある。

絵本や漫画のような形で、手に取れるわかりやすい資料があると良い。

演劇や模擬裁判のように、具体的な事例を想定して役になりきって考える場があると良い。

権利について書かれたものが気軽に触れられるところがあると伝わりやすいと思う。

ワークショップのようなことを色々なところでやるのは良いが、こどもにつまらないと思われない工夫が必要。

主な意見

②相談しやすい環境づくりについて

児童相談所の存在を高校に入ってから知った。

近くに相談できる施設がない。

児童相談所が遠い。相談施設の数が少ない。

児童相談所のことを先生も少ししか言わないし、生徒も興味を持っていない。もっと身近に知ってもらえるようにすべき。

相談機関は入るのが恥ずかしくて入りづらい。

小学校の頃から学校という機関に対する信頼・信用がなかった。

相談員の知識不足・他の機関との連携のなさが課題。

悩みを言っても解決しないだろうという固定観念があるため相談しない。

自分は先生にとって数多くいる担当生徒の一人にすぎないから、自分のために先生が時間を割くのは難しいと思う。

いじめられた人だけでなく、いじめている人や傍観者に対しても、他の人の権利を守る大切さを教え、理解させることが大事。

②相談しやすい環境づくりについて

スクールカウンセラーは「スクール」という学校の制度の中にあるものなので信用できない。

相談機関が身近にあっても、取組みがちゃんとなされているかは別の話。

面と向かって相談できる大人が身近なところに少ない。

普段通っている施設の先生にも言いにくいことがある。相談機関でもこどもが「自分から思い切って全部言う」のは難しいのではないか。

大人に話しにくいのは、こどもと大人の間に信頼関係がないことや、こどもが「自分の価値観をわかってくれない」と思っているからではないか。相談機関があっても、こどもとの信頼関係がなければ相談されないと思う。

歩いて行ける範囲、自転車で行ける範囲に、こどもが一人で相談できるところがほしい（学校の近くなど）。

学校内やすぐ呼べるところに相談員がいる体制があれば良い（朝先生が相談を受けたら昼に相談員を呼ぶなど）。

相談機関という名目で作ると行きにくい。児童館の中にあるとか、相談以外の目的（体育館、本、工作など）で来れる場所だと行きやすい。

主な意見

②相談しやすい環境づくりについて

友達・家の人と一緒に来てくださいますとか、先生にアピールするなどのPR方法が良い。

やみくもに話しやすい環境を作るのではなく、信頼関係を築くこと、価値観のすり合わせを進めることが必要。

スクールカウンセラーは自分の学校の場合、大きな困難を抱えている子に付きっきりで、他の生徒への機能が不十分だった。

スクールカウンセラーの存在を生徒がどのくらい知っているか疑問。

スクールカウンセラーは話しづらいイメージ。毎日いるわけではないし、担任との顔合わせも少ないため信頼関係が築けない。

先生は（いじめる側といじめられる側の）どちらの肩も持てない。

友達に相談しても年代が自分と変わらないので、助言できることに限りがある。

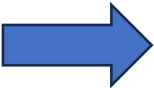
小学校高学年になると先生がいなくていじめをするようになり、先生は気づけない。先生に言っても現場を見てないから信じてくれないのではないかとと思っている。

先生は、いじめられた子に「大変だったね」と言うだけで終わることが多い。

いじめている人や傍観している人が深く受け止めていないと状況が変わらない。

まとめ

- 1 こどもの権利の普及啓発については、絵本や漫画、演劇など、こどもに関心を持ってもらう工夫が大切であるという趣旨の意見が多かった。



- ・ こども支援委員会の職務として、第18条第3項に新たに、県が行う普及啓発活動について意見を述べることを規定した。県ではこれまでもこどもに対しては一方的な説明ではなく、ワークショップ等参加型のイベントも通じて普及啓発を図ってきたが、条例制定後は、こども支援委員会からの意見も継続的に取り入れながら、こどもにとってさらにわかりやすい普及啓発となるよう、実施内容を検討する。

- 2 相談しやすい環境づくりについては、単なる相談機関の整備ではなくこどもとの信頼関係を築くことの重要性を指摘する意見が多かった。



- ・ 既にこどもの支援に関する基本的施策として条例素案に規定されている「こどもに寄り添ったきめ細やかな相談支援」（第13条第2項）の規定趣旨沿うものである。